

台風等による強い風雨への対応について

- (1) 午前6時の時点で、杉並区に気象庁による台風等に伴う風雨・洪水等に関する**警報・特別警報**（注意報ではありません）が「発令されている」場合には、自宅待機とします。

- ・警報は、気象庁のホームページ<<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>>や、電話による天気予報<177番>、ニュース等で確認できます。
- ・その後、解除された場合には登校時刻を、また、臨時休業にすると判断した場合はその旨を、緊急メールにてお知らせいたします。（未登録の方については、電話で連絡いたします。）
- ・状況によっては、前日午後の時点で、翌日の臨時休業をお知らせする場合があります。
- ・なお、通常通りの登校を前提に、給食の食材発注が済んでおりますので、臨時休業となっても給食費の返金はいたしません。ご容赦いただけますようお願いいたします。

- (2) 午前6時の時点で、杉並区に気象庁による台風等に伴う風雨・洪水等に関する**警報・特別警報**が「発令されていない」場合には、通常通りの登校とします。

- (3) 午前6時以降、登校で家を出るまでに、杉並区に気象庁による台風等に伴う風雨・洪水等に関する**警報・特別警報**が「発令された」場合には、自宅待機とします。

- (4) **警報・特別警報**の「発令がなくても」、天候の状況によっては無理をしないよう、ご家庭で判断してください。この場合、ご連絡いただければ、登校が遅れても遅刻にはなりません。

- (5) 登校後、天候の状況により下校時刻を変更する場合や、一斉下校・引き取り下校になる場合は、緊急メールでお知らせします。（未登録の方については、電話で連絡いたします。）